第３　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

１・２　（略）

３　法第二条第二十七項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第４　中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

１　（略）

２　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一　法第二条第二十七項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二　法第二条第二十七項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情報であって、当該範囲について独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに限る。）の提供を求めること。

三　（略）

３　（略）

第３　技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法について法第六十八条第一項の認定の基準となるべき事項

１・２　（略）

３　法第二条第二十六項第一号に掲げる業務から生じるリスクに対して、保険、準備金等により備える対応をしていること。

第４　中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施の促進に関し配慮すべき事項

１　（略）

２　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関は、中小企業者の技術等情報漏えい防止措置の実施を促進するため、次に掲げる事項を踏まえて、技術等情報漏えい防止措置認証業務を実施するものとする。

一　法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極めや技術等情報漏えい防止措置に係る認証の取得のために必要となる事項についての指導及び助言を実施する場合には、中小企業者において過度なコストがかからないよう中小企業者の実情を適切に踏まえること。特に、技術等情報漏えい防止措置に初めて取り組む中小企業者に対しては、技術等情報漏えい防止措置基準のうちの義務項目を明確に示すこと等により、中小企業者において過度なコストのかからない対策が何かを具体的に説明するよう努めること。

二　法第二条第二十六項第二号に掲げる業務として、確実に守るべき技術等情報の見極め等についての指導及び助言を実施する場合には、必要に応じて、独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、当該業務の対象となる中小企業者を取り巻く事業環境等の必要な情報（独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供できる範囲の情報であって、当該範囲について独立行政法人中小企業基盤整備機構との間で合意を得たものに限る。）の提供を求めること。

三　（略）

３　（略）

附　則

この告示は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行に伴い、技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施の方法の一部を改正する告示を次のように定め、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十七条第三項の規定に基づき公表する。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高